

## 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

本法の目的を、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することとする。

(第一条関係)

### 第二 定義

- 一 この法律における「中小企業者」、「農林漁業者」及び「経営資源」の定義をすること。
- 二 この法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者（農林漁業以外の事業を行う場合に限る。）と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であつて、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものとする。

- 三 この法律において「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する

事業とすること。

(第二条関係)

### 第三 基本方針

主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

(第三条関係)

### 第四 農商工等連携事業計画の認定等

一 中小企業者及び農林漁業者は、共同して、農商工等連携事業に関する計画(以下「農商工等連携事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された農商工等連携事業計画が基本方針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた農商工等連携事業計画の変更の認定及び認定(変更の認定を含む。)を受けた農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)の認定の取消しについて規定すること。

(第四条及び第五条関係)

## 第五 農商工等連携支援事業計画の認定等

一 一定の条件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「農商工等連携支援事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

二 主務大臣は、提出された農商工等連携支援事業計画が基本方針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

三 認定を受けた農商工等連携支援事業計画の変更の認定及び認定（変更の認定を含む。）を受けた農商工等連携支援事業計画（以下「認定農商工等連携支援事業計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。  
（第六条及び第七条関係）

## 第六 中小企業信用保険法の特例

一 中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化又は増額、てん補率の引上げ等の措置を講ずるもの

とすること。

二 農商工等連携支援事業計画の認定を受けた者（以下「認定農商工等連携支援事業者」という。）を、中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、当該認定農商工等連携支援事業者の行う農商工等連携支援事業（以下「認定農商工等連携支援事業」という。）の実施に必要な資金の借入を、保険の対象とすること。

（第八条関係）

#### 第七 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げるものとする。

（第九条関係）

#### 第八 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構が、食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること等の業務を行うことができるものとする。

（第十条関係）

#### 第九 農業改良資金助成法の特例

一 認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合において、認定中小企業者（農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用するものとする。

二 農業改良資金助成法第二条の農業改良資金であつて、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は五年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。  
（第十一条関係）

## 第十 林業・木材産業改善資金助成法の特例

一 認定農商工等連携事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれる場合において、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用するものとする。

二 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定農商工等連携

事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は五年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること。

(第十二条関係)

#### 第十一 沿岸漁業改善資金助成法の特例

一 認定農商工等連携事業に沿岸漁業改善資金助成法の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置が含まれる場合において、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものをそれぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用するものとする。

二 沿岸漁業改善資金助成法の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とすること及び据置期間は、その種類ごとに、五年を超えない範囲

内で政令で定める期間とすること。

(第十三条関係)

## 第十二 課税の特例

認定農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者であつて、当該認定農商工等連携事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定農商工等連携事業計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第十四条関係)

## 第十三 国、地方公共団体等の責務

一 国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

二 国は、農商工等連携事業の促進に当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努めるものとする。

(第十五条関係)

第十四 指導及び助言

国は、認定農工商等連携事業又は認定農工商等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(第十六条関係)

第十五 報告の徴収及び罰則

認定農工商等連携事業計画及び認定農工商等連携支援事業計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第十七条及び第二十条関係)

第十六 主務大臣等

この法律における主務大臣等について定めること。

(第十八条関係)

第十七 権限の委任

この法律に規定する主務大臣の権限は、地方支分部局の長に委任することができるものとする。

(第十九条関係)

第十八 附則

一 この法律の施行期日について規定すること。

(附則第一条関係)



二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に係る調整規定について規定すること。

(附則第二条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条 第八条関係)